

NEWS RELEASE

令和7年10月24日
一般社団法人 信託協会

規制改革に関する提案を提出

一般社団法人 信託協会（会長 窪田 博）では、「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」の受付を実施している内閣府 規制改革推進室宛てに「規制改革に関する提案」を提出いたしました。

具体的な提案項目は以下のとおりです。

1. 独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し
2. 増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和
3. 相続手続きのデジタル化
4. 管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限の緩和
5. 金融サービス仲介業に「信託媒介業務」を追加すること
6. 信託銀行による対象信託財産に暗号資産関連デリバティブを追加すること【新規】
7. 信託銀行のグループ会社を委託者とする暗号資産ETF組成を可能とすること【新規】
8. 暗号資産ETF組成時に信託銀行に求められる態勢整備内容の明確化【新規】
9. 暗号資産ETFにおける裏付資産流出時の受託者の補償範囲について、柔軟な設定を可能とすること【新規】
10. 閉鎖型除外における確定拠出年金の運用商品除外に関する同意取得要件の緩和【新規】

なお、各項目の概要につきましては、別添をご参照ください。

（注）【新規】は新規要望項目。その他は継続要望項目。

本件に関する照会先：

（一社）信託協会

総務部（広報担当） 松村、河西、馬場

企画室 大西、関根

電話 03-6206-3992



一般社団法人

信託協会

規制改革に関する提案

1. 独占禁止法第 11 条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し

- ・ 独占禁止法第 11 条に定める議決権保有規制については、平成 26 年 4 月 1 日付「独占禁止法第 11 条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」（以下、ガイドライン）の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件緩和がされたものの、依然事務負荷および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。
- ・ 独占禁止法第 11 条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生の防止」の観点から、豊富な資金量を有し、融資を通じて他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している（信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し 5%以内）。
- ・ 信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者または受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。
- ・ 一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策（自己株式の取得等）によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負荷、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。特に、議決権保有割合の管理事務のために職員が出社せざるを得ないケースもあり、アフターコロナにおける働き方改革に伴う在宅勤務推進の観点からも望ましくない状況（最大数千に及ぶ保有銘柄について管理するため、通信機器の環境等の問題により在宅での取扱いが困難）。
- ・ また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内での株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の極大化を図ることの障害になりかねない。
- ・ 以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第 11 条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。
- ・ 直ちに対応が困難な場合、銀行勘定と信託勘定における議決権の分別行使体制について予め認可を受けることで、以後銘柄毎に 5%を超過した場合にも都度の認可を不要としていただきたい。

{根拠法令等}

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 11 条

2. 増改築等の理由による営業所等の一時的な位置変更に係る手続きの緩和

- ・ 信託兼営金融機関、信託会社および信託契約代理店は、増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合を含め、営業所等の位置を変更する場合には届出が必要とされている。
- ・ 一方、銀行および銀行持株会社については、一時的に位置を変更する場合には届出不要とされている。また、銀行代理店についても、平成 30 年 6 月 1 日より、届出不要と規制が緩和されている。
- ・ 銀行代理店における規制緩和の理由として、「対応コストに比して十分な必要性が認められない」ことが挙げられている*。
- ・ また、信託契約代理業を営んでいる銀行等（信用金庫、信用組合を含む）は、一時的に位置を変更する場合について、銀行法等に基づく届出は不要とされているにも関わらず、信託業法に基づく届出への対応が必要となっており、銀行法等と信託業法の平仄がとれていないことにより一定の対応コストが発生している。
- ・ ついては、信託兼営金融機関、信託会社および信託契約代理店が増改築その他のやむを得ない理由により一時的に位置を変更する場合について、届出不要としていただきたい。
- ・ この見直しにより、事務負担の軽減につながる。

※ 金融審議会「金融制度ワーキング・グループ報告書」（平成 28 年 12 月 27 日公表）

{根拠法令等}

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 8 条、信託業法第 12 条、第 71 条

3. 相続手続きのデジタル化

<戸籍証明書等一式（除籍・改製原戸籍を含む）の収集にかかる負担軽減>

- ・ 相続人は、自らが法定相続人であることを証明するため、行政機関や各金融機関等の依頼に基づき、被相続人の死亡から遡って出生に至るまでの戸籍証明書等一式を提出している。
- ・ 現在、戸籍証明書等の取得に係る申請は一部の市町村でオンライン化されているものの、多くの場合で市町村への出頭または郵送を要し、交付媒体は紙に限定されている。
- ・ 従前、戸籍証明書等は本籍地ごとに交付を申請する必要があったものの、令和6年3月より、本籍地以外の市区町村での取得が可能となった（以下、「広域交付」という）。しかし、電子化されていない戸籍証明書等*は対象外となっており、この場合、市区町村に出頭または郵送での交付申請が必要である。

※電子化されていない戸籍証明書等（戸籍法施行規則第69条各号）

- ・ 電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍
- ・ 除籍簿につづられた除かれた戸籍

<法定相続人の特定にかかる負担軽減>

- ・ 行政機関や各金融機関では、相続人から提出された戸籍証明書一式をもとにそれぞれで法定相続人を特定する作業をしており、事務の重複が生じていた。また、相続人も戸籍証明書等をそれぞれに提出する必要があり、負担がかかっていた。以上の問題を解消する観点で、平成29年5月に全国の登記所にて「法定相続情報証明制度」が開始され、各種相続手続きの際には認証済みの法定相続情報一覧図を提出することで、戸籍証明書等の提出を省略することができるようになった。
- ・ しかし、相続人は戸籍証明書や法定相続情報一覧図を準備のうえ登記所に出頭または郵送にて申し出る必要があり、認証された法定相続情報一覧図の交付媒体は当然に紙である。

<規制改革要望の内容>

- ・ 戸籍証明書等について、「取得申請のオンライン化」および「電子交付」を全国で実現していただきたい。
- ・ 電子化されていない戸籍のデータ化を可能な限り促進し、「広域交付」において取得可能な戸籍の範囲を拡大していただきたい。
- ・ 法定相続情報証明制度について、「申出のオンライン化」および「電子認証付きの法定相続情報一覧図の交付」を実現していただきたい。

<規制改革の効果>

- ・ 以上の見直しにより、相続人における相続手続きに要する時間の短縮や複数の戸籍証明書等の収集に要するコストの削減、金融機関・行政機関における相続手続きの迅速化・効率化が見込まれる。

{根拠法令等}

戸籍法第10条、第10条の3、第12条の2、戸籍法施行規則第69条
不動産登記規則第247条

4. 管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限の緩和

<管理型信託会社における登録事項の変更に伴う届出の概要>

- ・ 信託業法第 12 条第 2 項に基づき、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、「その日から 2 週間以内」に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

<自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出の概要>

- ・ 信託業法第 50 条の 2 第 12 項により適用される同法第 12 条第 2 項に基づき、同法第 50 条の 2 第 3 項各号に掲げる事項に変更があったときは、「その日から 2 週間以内」に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

<現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性）>

- ・ 変更事由発生から 2 週間以内に、役員等の住民票等の添付書類を準備することが、スケジュール上タイトであること。
- ・ 信託契約代理店業務においても、同様の変更届出が必要である（信託業法第 71 条）が、平成 29 年 4 月の法改正により、その届出期限を「その日から 2 週間以内」から「その日から 30 日以内」に延長いただいた。
- ・ 管理型信託会社および自己信託業務における登録事項の変更に伴う届出期限についても同様に、届出期限を延長いただきたい。

<規制改革の効果>

- ・ 届出書類の短期間での準備の負担の軽減。
(役員等の変更は、期初発生することが多いが、決算対応等各種期初対応と重なる繁忙期であることから、短期間での準備負担は大きく、延長いただけると業務平準化にも繋がるもの)
- ・ 負担軽減・業務平準化による業務運営の安定化、および軽減されたリソースによる顧客宛て業務の更なる推進。

{根拠法令等}

信託業法第 12 条第 2 項、第 50 条の 2

5. 金融サービス仲介業に「信託媒介業務」を追加すること

<現行規制・制度の概要>

- ・ 令和3年11月1日施行「金融サービス仲介法制」により、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービス提供が可能な「金融サービス仲介業」が創設。
- ・ 現在「金融サービス仲介業」では、「預金等媒介業務」「保険媒介業務」「有価証券等仲介業務」「貸金業貸付媒介業務」の取扱いが認められている。

<現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性）>

- ・ 信託分野では、国民（顧客）の資産形成ニーズや次世代への資産承継ニーズ等を解決する多様な商品やサービスが存在するものの、現在「金融サービス仲介業」では「信託媒介業務（仮称）」の取扱いが認められていない。
- ・ なお、施行時のパブリックコメント（令和3年6月2日公表）では、「信託契約代理業に係る媒介業務（中略）についても、取扱いを希望する意見もあるので、今後の金融サービス提供法の実施状況を見直して改正等される機会には、上記の種類の取扱いについても検討をお願いしたい。」との意見に対し、金融庁からは「金融サービス仲介業の対象となる商品・サービスや相手方金融機関の範囲については、商品設計の複雑さや日常生活への定着度合い等をはじめ、顧客のニーズや金融サービス仲介業者による顧客保護のための取組を含む業務運営の実態等も踏まえつつ、必要に応じて見直しの要否を検討していくべきものと考えます。」との考えが示されている。

<規制改革要望の内容>

- ・ 「金融サービス仲介業」へ「信託媒介業務」（「預金等媒介業務」「保険媒介業務」「有価証券等仲介業務」「貸金業貸付媒介業務」と同様に「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とするもの」を除く）を追加いただきたい。具体的には、資産形成および贈与・承継の機能を有する合同運用指定金銭信託の取扱いを希望するもの。

<規制改革の効果>

- ・ 金融サービス仲介業者が信託分野の媒介業者となることで、幅広い顧客層に信託商品を提供することが可能となること。
- ・ また、金融サービス仲介業者が、顧客に対して既存の銀行・証券・保険分野に加え、信託分野も含めた多様なサービスをワンストップで提供可能になることで、顧客の利便性が向上すること。

{根拠法令等}

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律 第三章

6. 信託銀行による対象信託財産に暗号資産関連デリバティブを追加すること

<現行規制・制度の概要>

- ・ 令和 4 年 10 月の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則改正により、信託銀行における信託財産として「暗号資産（現物）」の管理型信託業が解禁された。
- ・ 一方、「暗号資産関連デリバティブ」の解禁は上記改正に含まれず、同年 10 月 19 日の金融庁パブリックコメントへの回答にて「①顧客ニーズの有無、②信託銀行の固有の業務への影響」の観点から慎重な検討が必要とされ、現時点においても認められていない。

<現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性）>

- ・ 今後、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の改正により「暗号資産」が「特定資産」に加えられた場合においても、受託者たる信託銀行において「暗号資産関連デリバティブ」が信託財産として認められない限り、暗号資産関連の投資信託では現物型のみ解禁されることとなり、例えば先物型の組成は困難となる。
- ・ 米国では暗号資産（ビットコイン）現物型 ETF に先んじて暗号資産（ビットコイン）先物型 ETF が承認されており、海外対比で商品組成の幅が劣後することとなる。

<規制改革要望の内容>

- ・ 暗号資産（現物）同様に、暗号資産関連デリバティブにおいても信託銀行における信託財産として解禁いただきたい。

<規制改革の効果>

- ・ 上記の通り、投信法施行令の改正により、暗号資産が特定資産に加えられた場合において、先物型の投資信託組成も可能となり、商品の幅が広がる。
- ・ また、暗号資産投資における主要課題である流出リスクについて、先物型においては当該リスクを抑えた商品性を有する投資信託の組成が可能となる。
- ・ その他、現物型投資信託においては流出リスクの取扱いが主要論点になっており、保険等の資金キャッシュフローをなくした形で当該リスクを抑えた商品組成を行えることは、暗号資産の経済効果の点にのみ注目し、資産運用会社を始め関係各社がスモールスタートとしてノウハウを蓄積することにつながる等、関係各社の暗号資産投資に関する経験を得ることにも資すると考えられる。
- ・ 暗号資産の投資対象化が進展している現代においては、上記のように資産運用・管理関連業界全体にメリットが及ぶことで、わが国の投資対象の多様化およびイノベーションの促進、ひいては資産運用立国の推進に大いに資すると考えられる。

{根拠法令等}

投資信託及び投資法人に関する法律施行令第 3 条（特定資産の範囲）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項第 7 号

金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 35 号

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」及び「信託会社等に関する総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（令和 4 年 10 月）

7. 信託銀行のグループ会社を委託者とする暗号資産 ETF 組成を可能とすること

<現行規制・制度の概要>

- ・ 兼営法施行規則第 3 条第 1 項において、暗号資産を含む信託財産の管理または処分を行う信託および信託財産の管理または処分において暗号等資産関連デリバティブ取引を行う信託は、金融機関が営むことができない業務とされている。
- ・ 信託銀行は、管理型信託業に該当する信託においては上記暗号資産に係る信託業務を営むことが許容されているものの、信託業法第 2 条第 3 項にて、受託者と密接な関係を有する者を委託者または指図権者とする事は禁止されている。
- ・ 従って、信託銀行は同一の企業グループに属する委託者から暗号資産に係る信託の引受けを行うことは実質的に禁止されている。

<現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性）>

- ・ 令和 7 年 1 月末時点で、国内の暗号資産口座数は 1,200 万超、利用者預託金残高は 5 兆円以上に達し、金融庁実施の投資家意識調査では、投資経験のある国内個人投資家の暗号資産保有率は FX 取引や社債等を上回る 7.3%を占めるなど、国内投資家にとって暗号資産が投資対象と位置付けられる状況が生じていると考えられる。
- ・ また、米国では令和 6 年 1 月に、暗号資産の価格に連動する上場投資信託（ETF）が解禁され、当該暗号資産 ETF の資産残高は約 15 兆円に及び、長期保有を前提とする公的年金等も含めた 1,200 社を超える機関投資家が暗号資産 ETF に投資するなど、暗号資産の投資対象化が大きく進展している。スイス、カナダ、ドイツ、ブラジル、香港、オーストラリア等でも暗号資産 ETF が解禁済みであり、国際的にも暗号資産の投資対象化の潮流が強まっている。
- ・ 斯かる中、日本国内においても、暗号資産をオルタナティブ投資の対象資産として、その流通市場の健全な発展を促進するための法制度整備の検討が進んでいるものと理解され、とりわけ、現状は許可されていない暗号資産 ETF の解禁が、暗号資産の流通を拡大する手段の一つとして期待されていると考えられる。
- ・ 暗号資産 ETF の組成に際しては、基本的に信託銀行が受託者を担うことが必要となり、委託会社との緊密な連携が、投資家にとって魅力的かつ効率的な商品組成に資すると考えられる。しかしながら、現状、同一の企業グループ内で暗号資産信託を行うことが禁止されているため、そうした緊密な連携が不可能となっている。

<規制改革要望の内容>

- ・ 同一の企業グループ内で暗号資産 ETF を組成可能とするため、グループ会社を委託者とする暗号資産信託の引受けを許容いただきたい。

<規制改革の効果>

- ・ 信託銀行が、金融グループの総合力を発揮して効率的な暗号資産の受託体制を構築することで、暗号資産 ETF の組成に際し、当該商品の魅力を高め、広く機関投資家や個人投資家の暗号資産への投資ニーズを充足することが可能。
- ・ 同一の企業グループ内で暗号資産を活用した商品・スキーム組成のノウハウを蓄積することで、将来的には暗号資産 ETF に留まらず多様なデジタルアセットの取扱拡大に繋がり、日本における web3 サービス市場の成長への貢献と新たなビジネス機会の創出を展望。

{根拠法令等}

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 3 条第 1 項第 7 号、信託業法第 2 条第 3 項第 1 号

8. 暗号資産 ETF 組成時に信託銀行に求められる態勢整備内容の明確化

< 現行規制・制度の概要 >

- ・ 信託会社等に関する総合的な監督指針 3-5-1 (6) において、暗号資産等の信託に際しては、不適切な暗号資産を取扱わないための措置、テロ資金供与およびマネー・ローンダリングへの対応、暗号資産の分別管理、暗号資産の流出リスクへの対応、暗号資産関係情報の適切な管理といった、厳格な態勢整備が求められている。
- ・ 一方、上記態勢整備は、暗号資産交換業者に求められるものと同等の内容となっており、暗号資産の管理を信託銀行から暗号資産交換業者等に再委託する場合には重複する規定となっている。

< 現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性） >

- ・ 令和 7 年 1 月末時点で、国内の暗号資産口座数は 1,200 万超、利用者預託金残高は 5 兆円以上に達し、金融庁実施の投資家意識調査では、投資経験のある国内個人投資家の暗号資産保有率は FX 取引や社債等を上回る 7.3%を占めるなど、国内投資家にとって暗号資産が投資対象と位置付けられる状況が生じていると考えられる。
- ・ また、米国では令和 6 年 1 月に、暗号資産の価格に連動する上場投資信託（ETF）が解禁され、当該暗号資産 ETF の資産残高は約 15 兆円に及び、長期保有を前提とする公的年金等も含めた 1,200 社を超える機関投資家が暗号資産 ETF に投資するなど、暗号資産の投資対象化が大きく進展している。スイス、カナダ、ドイツ、ブラジル、香港、オーストラリア等でも暗号資産 ETF が解禁済みであり、国際的にも暗号資産の投資対象化の潮流が強まっている。
- ・ 斯かる中、日本国内においても、暗号資産をオルタナティブ投資の対象資産として、その流通市場の健全な発展を促進するための法制度整備の検討が進んでいるものと理解され、とりわけ、現状は許可されていない暗号資産 ETF の解禁が、暗号資産の流通を拡大する手段の一つとして期待されていると考えられる。
- ・ 暗号資産 ETF の組成に際しては、裏付となる暗号資産の管理を信託銀行で担うことが必要となるものの、暗号資産の管理・保管の技術やノウハウに鑑みれば、それらを有する暗号資産交換業者等に再委託（サブカストディ）するケースが想定される。一方、サブカストディを前提とした暗号資産信託の引受であっても、信託銀行は、暗号資産交換業者と同等の態勢整備を行う必要があり、重複が生じることから、コスト等の面で非効率な運営となることが懸念される。
- ・ 暗号資産 ETF の普及促進に際しては、裏付資産の適切な管理による投資家からの信頼獲得および信託報酬等のコストを可能な限り低くすることのバランスが必要不可欠であり、そうした規制内容が望ましいと考えられる。

< 規制改革要望の内容 >

- ・ 信託銀行が暗号資産交換業者等にサブカストディを行う場合、委託先に対する厳格なモニタリングにより善管注意義務を果たすことで、信託銀行に求められる態勢整備の一部を充足できることを明確化いただきたい。

< 規制改革の効果 >

- ・ 信託銀行と暗号資産交換業者が連携して効率的な暗号資産の管理体制を構築することで、暗号資産 ETF の組成に際し、当該商品の魅力を高め、広く機関投資家や個人投資家の暗号資産への投資ニーズを充足することが可能。

{根拠法令等}

信託会社等向け総合的な監督指針 3-5-1 (6)

9. 暗号資産 ETF における裏付資産流出時の受託者の補償範囲について、柔軟な設定を可能とすること

< 現行規制・制度の概要 >

- ・ 暗号資産信託の受託にあたっては、兼営法施行規則第 22 条第 19 項および信託会社等に関する総合的な監督指針 3-5-1 (6) ⑥において、情報の漏えい等に起因して、信託銀行が顧客に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における方針を策定・公表・実施する措置を講じることが求められている。
- ・ 当該方針の内容に関して法令上の定めはないが、受託者は善管注意義務を負っていることから、暗号資産 ETF において裏付けとなる暗号資産が流出した際に受託者に善管注意義務違反が認められる場合、受益者に対して全額を補償する必要があるとも考えられる。

< 現行規制・制度の問題点（規制改革の必要性） >

- ・ 暗号資産 ETF 組成時において仮に受託者が全額補償を行うことを前提とした商品組成を行う場合、以下の問題があると考えられる。

i. 補償の実効性確保・組成コスト

- ・ ETF の米国市場対比 1/10 程度である国内市場の規模から仮定すると、ビットコインの ETF は数千億円規模になる可能性がある。盗難時の補償を全額とした場合、補償を行ったうえでの事業継続ではなく、倒産を選択の上補償を行わない可能性も考えられる金額規模である。
- ・ 受託者や委託先である暗号資産交換業者がハッキング等のリスクに備え保険への加入が検討されるが、現状、暗号資産に関する大規模な損失をカバーできる保険は引受け手が極めて限定的であり、引受け手が現れたとしても保険料が高額になることが想定される。
- ・ 海外の暗号資産 ETF におけるカスタディアンは、約款において補償額に上限を設けるあるいは補償責任を明示していないケースも多い。
- ・ 以上より、海外商品に比べて組成コストが高額（結果として信託報酬にコスト転嫁）となる可能性がある。

ii. 国内デジタル資産領域のイノベーション阻害要因

- ・ 本邦において暗号資産 ETF 組成の担い手が不在となり、投資家にリスクを認識・許容したうえで取引を行うことを前提に上場を認めイノベーションを加速させている海外に比べて本邦の業界全体のイノベーションが進まないこととなる。
- ・ なお、暗号資産の管理については、信託銀行自身で暗号資産を管理するケースと、暗号資産交換業者に暗号資産の管理を委託するケースが想定される。要望事項にある「受託者の補償範囲の柔軟な設定」については、各ケースに応じた善管注意義務違反の対象や補償に係る考え方の整理および明確化を含む。

< 規制改革要望の内容 >

- ・ 暗号資産 ETF における裏付資産流出時の受託者の補償範囲について、国際的な水準と同レベルの 1 億ドルを上限とすることを許容いただきたい。

< 規制改革の効果 >

- ・ 米国においてビットコインの戦略的備蓄が推進される中、ビットコインを中心とした暗号資産を国内で保全することはデジタル資産領域で日本が国際的なイニシアチブを主導するために必要不可欠と考えられる。

- ・ 諸外国で暗号資産 ETF の組成が進む中、本邦においても暗号資産 ETF を組成しやすい環境を整備することで、適切なリスク認識を前提に国民に対する新たな投資手段の提供や業界におけるイノベーションの促進に寄与すると考えられる。

{根拠法令等}

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第 22 条第 19 項、信託会社等向け総合的な監督指針 3-5-1 (6)

10. 閉鎖型除外における確定拠出年金の運用商品除外に関する同意取得要件の緩和

<現行規制・制度の概要>

- ・ 確定拠出年金法第 26 条および法令解釈通知第 6-1 により、運用の方法の除外（以下、商品除外）を実施する際には、運営管理機関は労使間の協議の内容を踏まえた上で、加入者に対して個別意向を確認し、3 分の 2 以上の加入者の同意を受ける必要がある。

<現状の課題、提案理由>

- ・ 令和 3 年 7 月法改正により過去分の売却を伴わない商品除外（閉鎖型除外）が認められたことにより、商品除外を検討する事業主が急増している。一方、商品除外時には除外運用指図者の個別同意が必要であり、事業主・運営管理機関双方の事務負荷が高いため、適切な商品見直しに及び腰な事業主も少なくない。
- ・ NISA 等を含む所謂公募投信窓販（以下、窓販）では、既存保有残高に影響のある繰上償還等は一定の同意取得プロセスが必要となる一方、その影響がない新規販売停止では同意取得は不要である。
- ・ DC 商品の閉鎖型除外の加入者影響は、窓販における新規販売停止と同様であり、個別の同意取得は窓販と同様に不要と考えられる。労使間合意、または労使間合意に加え加入者への一斉周知に基づき、速やかに除外を行う方がむしろ加入者利益の保護に繋がると考える。
- ・ なお、個別同意を省略する場合でも、加入者への一斉周知を行うことで、加入者への十分な周知なしに商品除外が行われることは防止できると考える。
- ・ 「確定拠出年金制度について」第 6. 1. (4) (注)では、閉鎖型除外の場合、確定拠出年金法第 26 条第 3 項に基づく運用の方法を除外した旨の通知は、除外することが決定した旨の加入者等に対する同 1. (3)の周知にあわせて当該運用の方法を除外する日を通知することをもって代えることができる。このように閉鎖型除外では、手続きの一部省略が可能であることも鑑み、同意確認も手続きの簡略化を検討願いたい。

<規制改革要望の内容>

- ・ 商品除外をより円滑なものとするため、閉鎖型除外については、労使合意のみ、または労使間合意に加え加入者への一斉周知（DC 加入者専用 WEB サイトへの掲載等を想定）によるオプトアウト方式での同意確認による除外を行うことを可能とすること。

{根拠法令等}

確定拠出年金法第 26 条、確定拠出年金法施行令第 15 条の 2

確定拠出年金制度について（法令解釈通知）第 6-1

確定拠出年金 Q&A （148-15）